

衆議院小選挙区の区割りが 19都道府県97選挙区で変わります。

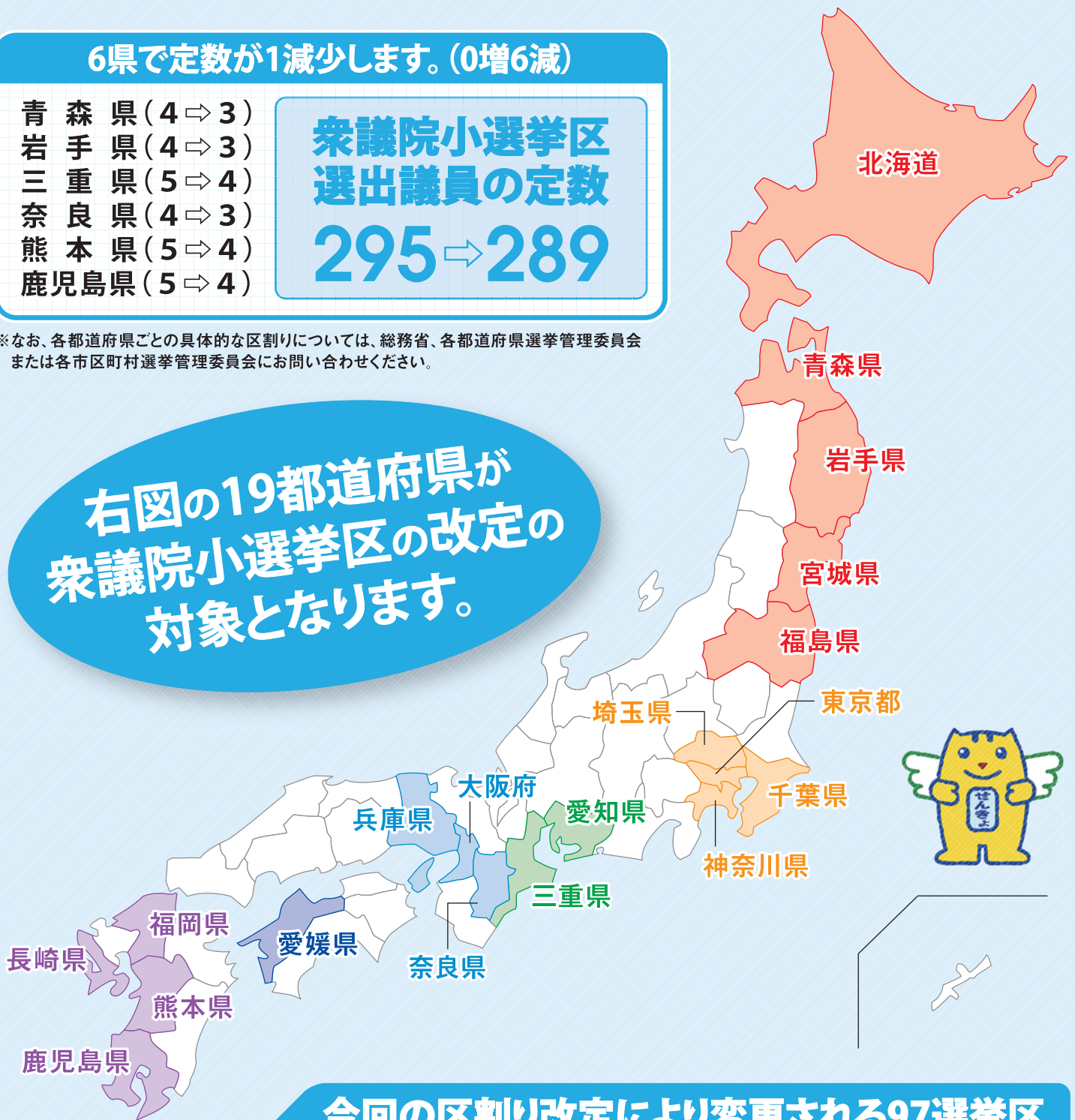
6県で定数が1減少します。(0増6減)

青森県(4⇒3)
岩手県(4⇒3)
三重県(5⇒4)
奈良県(4⇒3)
熊本県(5⇒4)
鹿児島県(5⇒4)

衆議院小選挙区
選出議員の定数
295⇒289

※なお、各都道府県ごとの具体的な区割りについては、総務省、各都道府県選挙管理委員会
または各市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

右図の19都道府県が
衆議院小選挙区の改定の
対象となります。



今回の区割り改定により変更される97選挙区

北海道(1区、2区、4区、6区、10区、12区) 青森県(1区、2区、3区、4区) 岩手県(1区、2区、3区、4区) 宮城県(1区、3区、4区、5区、6区)
福島県(3区、4区) 埼玉県(1区、2区、3区、5区、13区、15区) 千葉県(4区、13区) 東京都(1区、2区、3区、4区、5区、6区、7区、8区、10区、
11区、12区、13区、14区、16区、17区、19区、21区、22区、23区、24区、25区) 神奈川県(7区、8区、9区、10区、13区、14区、16区、18区)
愛知県(6区、7区、12区、14区) 三重県(1区、2区、3区、4区、5区) 大阪府(1区、2区、4区) 兵庫県(2区、5区、6区、7区)
奈良県(1区、2区、3区、4区) 愛媛県(1区、2区、4区) 福岡県(2区、3区、5区) 長崎県(2区、3区、4区) 熊本県(1区、2区、3区、4区、5区)
鹿児島県(1区、2区、3区、4区、5区)

今回の改正による衆議院小選挙区の改定内容を記載した地図を

総務省ホームページ ⇨ http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/shu_kuwari/shu_kuwari_3.html に掲載しております。

改定による最大人口較差



平成27年日本国民の人口

改定前 北海道1区・宮城5区
(589,501人)・(270,871人) **2.176倍**

改定後 神奈川16区・鳥取2区
(554,516人)・(283,502人) **1.956倍**

平成32年日本国民の見込人口

改定前 東京1区・宮城5区
(635,938人)・(249,225人) **2.552倍**

改定後 東京22区・鳥取1区
(554,880人)・(277,569人) **1.999倍**

改定による人口最少選挙区との較差が2倍以上の選挙区の数

平成27年日本国民の人口

32 選挙区 ⇒ **0** 選挙区

平成32年日本国民の見込人口

71 選挙区 ⇒ **0** 選挙区

衆議院比例代表選挙区(ブロック)別 定数が4ブロックで変わります。

4ブロックで定数が1減少します。(0増4減)

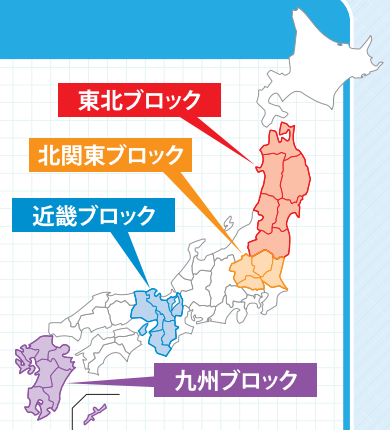
東 北ブロック(14⇒13)
(青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県)

北関東ブロック(20⇒19)
(茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県)

近 畿ブロック(29⇒28)
(滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県)

九 州ブロック(21⇒20)
(福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・
鹿児島県・沖縄県)

衆議院比例代表
選出議員の定数
180 ⇒ 176



適用は

上記の改正は、公布の日から起算して1月を経過した日(平成29年7月16日)から施行し、施行の日以後初めてその期日を公示される衆議院議員総選挙から適用されます。したがって、この総選挙以前に行われる補欠選挙は、従来の選挙区によって行われます。

～今回の区割りとは定数の改定について～

今回の区割り改定は、一票の較差を是正するために、平成27年の簡易国勢調査に基づいて議員定数削減や較差是正のために行われました。

次回(平成32年)以後の区割り改定は、10年に1度の大規模国勢調査に基づき、較差を2倍未満とするとともに、都道府県別定数配分をいわゆるアダムズ方式によって行う予定です。